

令和6年 第5回浅口市農業委員会議事録

令和6年5月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	欠	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 田中 太志 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第19号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第8号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第9号 形状変更届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和6年6月14日（金））

開会（午後1時30分）

議長 それでは、時間が参りましたので、会議をこれから始めたいと思います。

市のほうに聞きますと、マスクのほうは市のほうも自由になったということなので、コロナはまだはやってますので、しようという方はちゃんとやっといいただければと思います。自由になったということをお伝えしときます。

それから、天気が雨が非常に多いということで、この前もいろんな物が流れてくるというのがありましたけど、私のところの川もこれぐらいのパイプの20メートルぐらいなのが、プラスチックのパイプが流れてきまして、取るのに苦労して、しまいには市役所へ取ってくれえという言うたような、いろんな物が、シートが流れてきたり、工事中の、いろんな物が流れてくるもんだなというふうに感じました。投げたり、そういうようなのがないように心がけていきたいと思います。

それでは、これより令和6年第5回浅口市農業委員会を開催します。

ただいまの出席委員は、梶原さんがまだ来られてないんで10名であります。定足数に達しております。また、推進委員は13名の参加であります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において、8番虫明委員、11番渡邊委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

議案第17号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

549番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は2ページになりますので、お開きください。

議案第17号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和6年5月15日提出。

番号549-1、金光町占見、畑、521平米。同じく2ほかといたしまして、金光町地頭下、田5筆、3、489平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 2番渡邊です。位置図は、1ページから6ページにわたってあります。中心的には、〇〇〇〇というのがあるんですが、その北側とか南側に100メートルずつぐらい行ったところに点在というか、位置をしております。売渡しの物件は、相続で受けたというふうに聞いております。番号でいう1と3番の土地は、木が大きくなって荒れた状態になっておりました。それと2番と4番の土地は、草が生えて刈ってはなかったんですが、結構草が生えているなど。5番、6番の土地は、近所の人が耕作し

てくれとるということで、畑みたいな状態にはなっていました。畑みたいになつとるところは、近所の人をお願いしてから草刈りをしてもらったそうなのですが、高齢と、それとけがをしたりやこうして管理ができないというふうなことで、耕作放棄地ですか、そんな感じになってます。譲渡し人は2人姉妹で、1人は〇〇〇〇のほうへ住んどるということで、もう全然土地の管理はできないということで、どこの物件かは分らないのですけれど、譲受人と話ができとったんですが、全体、全部を買うてくれというような話があつて、もうこの際全部譲り渡してしまおうというふうなことになったそうです。両者の了解の下で所有権移転をするもので、特に問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

議 長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、550番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号550、鴨方町六条院西、田、4.82平米、譲受人は〇〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。なお、譲受人の住所は〇〇〇〇となっておりますけれども、実家のほうが〇〇〇〇にございまして頻繁に通われているということで、将来はこちらに転居予定とのこととございました。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、私から補足説明を行います。

位置図は、7、8ページです。場所は、〇〇〇〇ができております〇〇〇〇から南へ約100メートルのところに位置をします。図の550のすぐ横が自宅でありまして、国調の境界線への変更であります。境界が間違っておったということで、このように細長い土地が変更されたものです。

ただいま説明をいたしました。

質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、551番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号551、鴨方町六条院中、田、670平米。譲受人は、〇〇〇〇

○。譲渡し人は、○○○○。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 11番渡邊です。この案件の場所は、○○○○があります。そこから南へ100メートルぐらい行ったところになります。見に行きましたら、大きなトラクターが入って、遊休農地だったんですけども、それをきれいに耕しておりました。譲渡し人のほうが3人とも高齢ということで管理できないために、近隣の方に譲り渡すということでありました。問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、552番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号552番、鴨方町深田、畑、371平米。譲受人は、○○○○。譲渡し人は、○○○○。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 6番佐藤です。位置図は、11、12ページです。

場所は、○○○○から北西に約500メートルぐらい行ったところになります。この申請地は、その隣の譲受人のお宅の土地がそのすぐ下にあります。隣接地で、なおかつこの譲渡し人の土地に行く道がないというようなこともあって、譲受人のほうへお願いしたようなことで、以前から分けてほしいというような要望があったようですが、今回まだよろしいかということで尋ねたら、よろしいですよということで話が決まったようです。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、553番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号553、鴨方町小坂東、畑、401平米。譲受人は、○○○○。

譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議 長 次に、8番虫明委員、補足説明をお願いします。

委 員 8番虫明です。位置図のほうは、13、14ページでございます。

現地なんですけれども、〇〇〇〇の〇〇〇〇の〇〇〇〇から北へ六、七十メートル行ったところで、現在は耕作をされておらず、草ばかりということで管理をされておられます。譲受人は、今、〇〇〇〇のほうなんですけれども、現地の近くに家を購入されてこちらのほうに移ってこられるということで、その際に家庭菜園として作物を作りたいとの意向のようです。特に問題ないと思われまますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、554番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号554、鴨方町小坂西、畑、36平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議 長 次に、事務局から補足説明をお願いします。

事務局 失礼します。位置図のほうですけれども、15、16ページになりまして、場所でございますが、〇〇〇〇の〇〇〇〇の東側になります。担当委員のほうからは、農業従事者が取得ということで特に支障はないというふうに聞いておりますので、ご報告いたします。

以上でございます。

議 長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、555番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号555、寄島町、畑、196平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し

人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。

議 長 次に、12番梶原委員、補足説明をお願いします。

委 員 梶原です。位置図のほうは、17、18ページになります。

場所は、〇〇〇〇の〇〇〇〇の下側になります。もう端っこのほうで山手のほうになります。これは中古住宅の購入と同時にその畑を継続して使うようになるそうなので、問題はないかと思われまます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、557番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号557、金光町上竹、田、535平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。

議 長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委 員 1番大橋です。位置図は、19、20ページです。

場所は、〇〇〇〇のほうへ〇〇〇〇沿いにずっと1キロから1キロ半上がったすぐそばです。何もあれで、労力不足ということで何も問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第18号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

559番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は4ページになりますので、お開きください。

議案第18号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和6年5月15日提出。

番号559-1、寄島町、畑、80平米。譲受人は〇〇〇〇、譲渡し人は〇〇〇〇。同じく2、寄島町、畑、151平米。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は一般住

宅で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は、第3種です。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願いいたします。

議長 次に、12番梶原委員、補足説明をお願いします。

委員 梶原です。位置図は、21、22ページになります。

〇〇〇〇の〇〇〇〇の間になりますが、〇〇〇〇の真裏のほうになります。〇〇〇〇のほうから転居してこられるということで、問題なく差し出した感じであります。耕作は、今、草刈りぐらいをされておりますが、問題ないかと思われます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、558番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は5ページになりますので、お開きください。

議案第18号農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）。令和6年5月15日提出。

番号558、鴨方町深田、田、261平米。借受人は〇〇〇〇、貸出人は〇〇〇〇。転用目的は一般住宅で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は、第3種です。一般基準上、問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願いいたします。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 6番佐藤です。位置図は、23、24ページになります。

場所は〇〇〇〇の北側に〇〇〇〇がありますが、そこから北へ向いて約200メートルぐらい入ったところの道路べりです。貸出人、借受人、〇〇〇〇になりますので、まして今まで〇〇〇〇だったのが今回〇〇〇〇のほうへ転勤になったというようなことから家を建てたいというようなことのように思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第19号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は6ページになります。

議案第19号農用地利用集積計画につきまして。令和6年5月15日提出。

それでは、説明いたします。

今回の前年度受付番号71番及び今年度受付番号1番から3番の4件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用権設定を受ける者は3名、農地は4筆です。全て新規です。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は3年未満が1筆、10年以上が3筆の以上となります。

次に、7ページへ移ります。

1(1)地目別設定面積につきましては、田2,489平方メートル、畑1,204平方メートル、計3,693平方メートルです。

以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

議長 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、この件についてご異議ありませんか。

議長 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第8号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は8ページになりますので、お聞きください。

報告第8号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和6年5月15日提出。

番号544、金光町占見、田、545平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は令和6年3月23日、引渡し年月日は令和6年3月26日です。

番号545、金光町地頭下、田、1,294平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は令和6年3月28日、引渡し年月日は令和6年5月1日です。

番号546、金光町地頭下、田、532平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は令和6年3月26日、引渡し年月日は令和6年5月1日です。

番号547、金光町地頭下、田、884平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は令和6年3月26日、引渡し年月日は令和6年5月1日。

以上でございます。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。
報告第9号形状変更届についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は9ページになりますので、お開きください。
報告第9号形状変更届について。令和6年5月15日提出。
番号556、金光町占見、田、504平米。変更理由は田から畑に変更で、盛土50センチメートル。
以上でございます。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。
日程第5、その他に移ります。
事務局から報告等がありましたらお願いをいたします。

事務局 ①令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
②浅口市農業委員会慶弔内規について
③次回の農業委員会について

委員 ①浅口市農業委員会慶弔内規について

議長 ほかにないようですので、本日の委員会は以上で閉会とします。
ご苦労さまでした。

閉会（午後2時27分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年5月15日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩